

令別表第 9（表示通知対象物質）への追加に当たっての検討事項

1 粉状物質に関する有害性の考え方

平成 28 年 3 月に開催したリスク評価に係る企画検討会で、表示・通知義務対象物質に追加すべきとされた物質のうち、粉状物質であって、物質としての固有の有害性が低いものについて、考え方を整理すべきとされた。

(1) 検討の対象

- 化学物質の固有の有害性は比較的低いが、当該物質の粉状のものを吸入することによる肺障害等の有害性が認められるもの。
- 3 月の検討会で指摘された、酸化マグネシウム、タルク、ポリ塩化ビニル。

(2) 粉状物質の有害性について

- 日本産業衛生学会では、粉じんの許容濃度を以下のように示している。

I. 吸入性結晶質シリカ 0.03 mg/m³

II. 各種粉じん

		吸入性粉じん	総粉じん
第 1 種粉塵	タルク、ろう石、アルミニウム、アルミナ、珪藻土、硫化鉍、硫化焼鉍、ベントナイト、カオリナイト、活性炭、黒鉛	0.5 mg/m ³	2 mg/m ³
第 2 種粉塵	結晶質シリカ含有率 3 %未満の鉍物性粉塵、酸化鉄、カーボンブラック、石炭、酸化亜鉛、二酸化チタン、ポルトランドセメント、大理石、線香材料粉塵、穀粉、綿塵、革粉、コルク粉、ベークライト	1 mg/m ³	4 mg/m ³
第 3 種粉塵	石灰石、その他の無機および有機粉塵	2 mg/m ³	8 mg/m ³

- ここで示されているように、「その他の無機および有機粉じん」すなわちすべての粉じんに許容濃度があり、どのようなものであっても粉じんであれば一定の有害性があると警告されている。
- 結晶質シリカや第 1 種粉じんは、その物質固有の有害性を有するものと考えられる。これらの物質のように、有害性の根拠となる試験結果、調査結果等が、単なる粉じんの吸入によるとは考えられないものについては、当該物質固有の有害性があると考えることできる。石綿肺、珪肺、ベリリウム肺等の特定の物質による健康障害に特徴的である。
- 他方、第 3 種粉じんのように、許容濃度が高く、有害性が比較的低いと考えられるものについては、固有の有害性というより、不活性の粉状物質の吸入自体が肺障害を引き起こすと考えられる。
- このように、有害性が比較的低い粉じんの種類が多いことから、特定の物質につ

いて列挙するに当たっては次の事項に留意し、慎重に検討する必要がある。

- ・表示通知義務を課すべき固有の有害性があるか。
- ・一般の粉じんよりも相対的に有害性が高いか。

(3) 当面の方針

- 粉状物質であっても明らかに固有の有害性があるものは、表示通知義務対象に追加、固有の有害性については必ずしも明らかでなく、粉体としての有害性のみが認められているものは引き続き対策を検討することとして、これらの判断基準について検討を行ってはどうか。
- 固有の有害性を持つ物質として規制が必要となる判断基準は、ハザードの高さ、程度を考慮するため、学術文献など情報収集が必要。
- 諸外国での情報伝達はどのように行われているか、情報収集が必要。
- 粉じんとしての一般的な有害性は認められることから、並行して包括的な注意喚起を行うこととしてはどうか。
- なお、既に表示通知義務対象物質として規定されている物の中にも、同様の疑義が呈されているものとして、非晶質シリカ、一部の人造鉱物繊維等がある。

2 粉状物質に関する包括的な注意喚起について

- 単に粉状であることの有害性がある場合に、粉じんを吸入することへの注意喚起を行う方法として、以下の様な手段が考えられるのではないか。
 - ・「粉じんである物質」を取り扱うことの注意喚起として、呼吸器有害性、講ずべき対策等を行政通達で改めて示す。
 - ・「粉じんであることによる有害性」が認められる場合には、GHS 分類に基づく危険有害性情報を SDS に記載すべきことを指導する。

3 表示・通知義務の枠組みに関して

- 640 物質とは有害性の程度に相当な違いがある場合にも、ラベルと SDS を両方義務づけることが合理的か。
- 有害性が相対的に低い場合に、より柔軟な情報伝達の方法を検討してはどうか。